

## 令和6年第9回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月10日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 3階 議会委員会室

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋

2番 山形 浩一

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

8番 乗田 栄一

9番 石岡 雅樹

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

13番 工藤 昇

14番 佐藤 敬道

15番 相馬 孝雄

16番 柳原 一夫

17番 白戸 裕丈

18番 中谷 徳善

欠 席

5番 伊藤 美穂子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第64号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について

報告第19号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第20号 農地法第3条第1項の規程に基づく許可処分の取消しについて

報告第21号 農用地利用集積等促進計画の認可について

5 その他

6 閉 会

## 7 参 与

### 農業委員会事務局

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 局 長 | 一戸 | 武二  |
| 次 長 | 鈴木 | 秀人  |
| 係 長 | 山田 | 竜太郎 |
| 主 査 | 藤元 | 大季  |

### 農業委員会金木支所

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 支所長 | 秋村 | 正紀 |
|-----|----|----|

### 農業委員会市浦支所

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 支所長 | 奈良 | 和之 |
|-----|----|----|

### 農林政策課

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 主 事 | 太田 | 樹 |
|-----|----|---|

(開会時刻 午後 3 時)

司 会     ただ今から令和 6 年第 9 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長     (あいさつ)

司 会     次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくお願いします。

会 長     (議長席へ)

議 長     それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を  
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であ  
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、  
私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員     (異議なしの声あり)

議 長     異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、11 番 佐藤 善一 委員、  
12 番 一戸 孝志 委員のご両名を指名いたします。  
また、書記には奈良市浦支所長を任命いたします。

議 長     なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、  
秋村金木支所長、農林政策課太田主事をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与     令和 6 年 6 月 26 日午前 9 時 30 分から、市役所 2 階会議室においてあつ  
せん委員会を行い、佐藤 伸一 推進委員と事務局であつせんにあたり、3  
条有償移転事業 1 件を適正に処理しました。

令和 6 年 7 月 1 日午前 10 時から、岩渕 貴仁 推進委員、高橋 佑典 推進委員で五所川原南地区の 5 条転用 3 件の現地調査を行いました。

令和 6 年 7 月 1 日午後 2 時から、宮崎 尚彦 委員、伊藤美穂子 委員、石岡 則秋 推進委員で五所川原東地区の裁判所現況調査 1 件を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第 63 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第 63 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転 6 件、無償所有権移転 4 件です。2 ページをご覧ください。

1 番 大字金山字梅ヶ枝、畑 1 筆 、3,101 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 310,000 円の有償移転です。

2 番 大字中泉字松枝、田 2 筆 、合計 781 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 400,000 円の有償移転です。

3 番 大字持子沢字隠川、畑 4 筆 、合計 12,822 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 3,205,500 円の有償移転です。

4 番 大字一野坪字馬繫、田 1 筆 、448 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 35,000 円の有償移転です。

5 番 大字下岩崎字戸草元、田 1 筆 、643 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 80,000 円の有償移転です。

6 番 大字太刀打字柳川ほか、田 1 3 筆 、合計 8,002.53 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

7 番 大字浅井字西広、田 2 筆、合計 283 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

8 番 十三通行道、畑 1 筆 、317 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 50,000 円の有償移転です。

9 番 脇元赤川、畑 1 筆 、333 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

10 番 相内吉野、畑 1 筆 、1,785 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第 3 条調査書のとおり、同法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 63 号についての説明が終わりました。

はじめに、所有権移転 7 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 7 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 7 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転 7 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 7 番 白戸 裕丈 委員には退席をお願いいたします。

白戸委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 7 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご意義がないようですので、所有権移転 7 番について原案のとおり決定いたします。

1 7 番 白戸委員の入室を許可いたします。

白戸委員 (入 室)

議長 つづきまして、議案第64号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第64号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転3件です。

8ページをご覧ください。

1番 大字唐笠柳字藤巻、田2筆、合計7,974㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は建売分譲です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約1.9kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当します。

申請地付近は新興住宅街があり分譲地開発が行われているエリアであります。また、付近には商業施設が多く立地されており、宅地化が非常に望まれている区域でもあることから今回の申請に至りました。土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、968㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は建売分譲で1番と同じ内容です。

3番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、80㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は建売分譲で１番と同じ内容です。

申請地の位置については、９ページをご覧ください。

議 長            議案第６４号についての説明が終わりました。  
                    ご質問のある方はお願いいたします。

委 員            （な し）

議 長            ご質問がないようですので、議案第６４号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員            （異議なしの声あり）

議 長            ご異議がないようですので、議案第６４号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第６５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与            １０ページをご覧ください。

                    議案第６５号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

                    農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

                    件数は、利用権設定１４件、所有権移転５件です。

                    １１ページ番号１番から１５ページ１０番までの利用権設定１０件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第１８条調査書のとおり、各要件を満たしております。

                    １６ページ番号１１番から１７ページ１４番までの一括方式４件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルール

により市農林政策課が選定しています。

18 ページ番号 1 番から 19 ページ 5 番までの所有権移転 5 件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 65 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 65 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 65 号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 66 号「裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 20 ページをご覧ください。

議案第 66 号「裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について」であります。

青森地方裁判所第 2 民事部裁判官より標記照会があり、現況を回答したので承認を求めるものです。件数は 1 件です。

1 番 土地の所在は、大字豊成字笠野前ほか、田 2 筆、畑 2 筆、合計 11,877 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおりです。

調査の結果、物件目録 1 と 2 は農地で利用権が設定されており、3 と 4 は非農地です。調査委員は備考に記載のとおりで、結果については、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長            議案第 6 6 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員            ( な    し )

議 長            ご質問がないようですので、議案第 6 6 号について承認することにご異  
議ございませんか。

委 員            ( 異議なしの声あり )

議 長            ご異議がないようですので、議案第 6 6 号について原案のとおり承認いた  
します。

以上、議案第 6 3 号から議案第 6 6 号まで全ての審議が終了いたし  
ました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局            ( 報    告 )

議 長            その他に何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。